

Kawasaki積立年金

申込方法



「将来必要とする資金」を積立てていく保険

ポイント① AコースとBコースがあります。

* AコースとBコースは重複して加入可能です。

ポイント② 「個人年金保険料控除」により、所得税・住民税の負担軽減が可能！

* Aコースに限ります。

* 当Kawasaki積立年金以外に個人年金保険料控除の対象となる保険等にご加入の場合、控除額は控除の対象となる保険等の保険料をそれぞれ合計した年間保険料に基づき計算されます。当Kawasaki積立年金のみの年間保険料に基づき計算されるわけではありません。その他の詳細は28ページをご参照ください。
* 2023年9月現在の税制等に基づくものであり、今後、税務の取扱い等が変わる場合があります。

ポイント③ 積立期間中の積立金の一部受取りが可能！

* Bコースに限ります。

Aコース・Bコースの主な違い

	生命保険料控除(※)	保険料払込方法	積立期間中の積立金一部受取り	積立金の受取方法(積立期間満了時)
Aコース	個人年金保険料控除	月払・半年払	×	年金・一時金のいずれか(組合せは不可)
Bコース	一般生命保険料控除	月払・半年払・一時払	○	年金・一時金・医療保障の組合せ可

(※) 詳細は28ページおよびKawasaki保険総合サイトのQ&Aをご参照ください。

こんな方にオススメ！

- 老後の資金をガッチリ準備したい方… **Aコース**、**Bコース**
- 個人年金保険料控除を活用したい方… **Aコース**
- 将来のまとまった出費に備えたい方… **Bコース**
(こども学資金、車購入、結婚、住宅取得など)
- 一度にまとまった資金を払込みたい方… **Bコース(一時払)**

加入できる方

役員、従業員(試用社員、契約社員、実習生を除く)

注 保険料払込期間満了日までAコースは10年以上、Bコースは2年以上ある方。

(保険料払込期間満了日は、職種・企業によって異なります。)
ご不明な方は㈱カワサキライフコーポレーションにお問合せください。

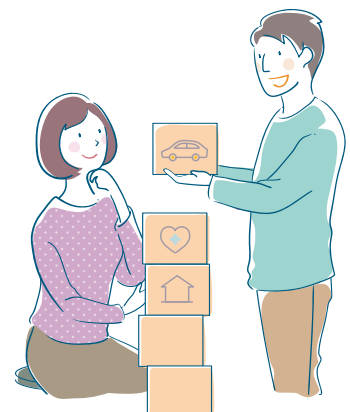
※配偶者、こどもは加入できません。

申込期間(新規加入・増額・減額)

年1回4月募集時のみ(7月1日加入)

保険加入に際しましては、ライフプランや公的保険制度等もふまえ、ご自身の抱えるリスクやそれに応じた保障の必要性をご理解いただきご検討ください。

厚生労働省の公的年金シミュレーターはこちら



〈拋出型企業年金保険/ニッセイみらいのカタチ(入院総合保険)〉

商品内容のご説明

意向確認書

ご自身のご意向に合致した商品内容であるか、お申込み前に必ずご確認ください。
この保険は、以下のご意向をお持ちの方に適した商品です。
在職中に保険料を払込みいただき、年金または一時金をお受取りになれます。

- 財産形成や老後の生活資金確保

当パンフレット(「契約概要」・「注意喚起情報」を含みます。)により、この商品がご自身のご意向に合致しているかご確認ください。

- チェック欄
 - 給付内容をご意向に合致していますか。
 - ご自身が選択された保険料(加入口数)およびその他の商品内容はご意向に合致していますか。

● この保険の特徴

- この保険は、団体をご契約者、その所属員等のうち希望される方を加入者とし、加入者の自助努力による財産形成や老後の生活資金確保を支援するための団体年金保険です。
- この保険は、税務上の取扱いの異なる2コースからなります。Aコース(税制適格型)の加入者が負担された保険料は、**個人年金保険料控除の対象**です。Bコース(自由選択型)の加入者が負担された保険料は、**一般生命保険料控除の対象**です。(2023年9月現在の税制等に基づくものであり、今後、変更となる場合があります。)
- 在職中に保険料を払込み、保険料払込期間満了後は、保険料払込期間満了時積立金額を原資とした年金をお受取りになれます。年金でのお受取りに代えて、一時金で受取ることができます。また、Bコースの加入者は、「保険料払込期間満了後の給付内容」に記載の個人保険を選択いただくこともできます。
- 加入者が保険料払込期間中に脱退された場合は加入者に脱退一時金をお支払いします。また、加入者が保険料払込期間中に死亡された場合はご遺族に遺族一時金をお支払いします。

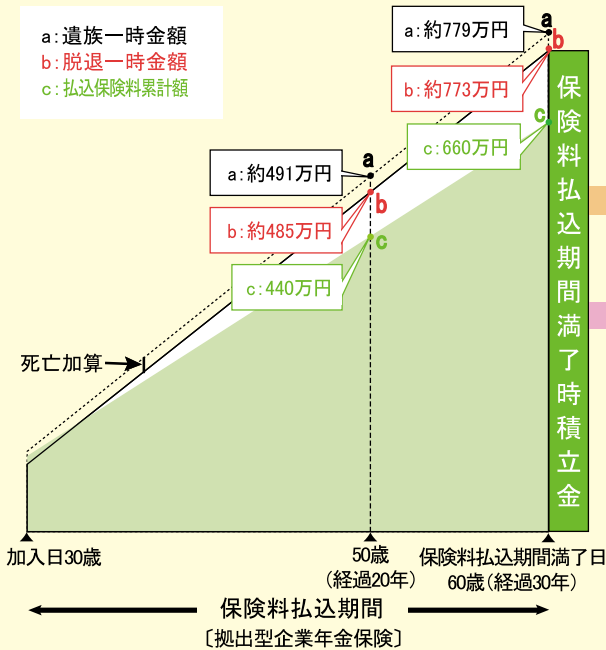
● しくみ図

〔在職中〕

ご加入例 (男性30歳でご加入の場合)
月 払: 10,000円 (1口 1,000円で10口加入)
半年 払: 50,000円 (1口 10,000円で 5口加入)
保険料払込期間満了年齢: 60歳 のケース

在職中(保険料払込期間中)の給付内容	
脱退されたとき	脱退時点の積立金額(脱退一時金額)を加入者にお支払いします。
死亡されたとき	死亡時点の積立金額に1回分の月払保険料と1回分の半年払保険料に相当する金額を加算(死亡加算)した金額を遺族一時金としてご遺族にお支払いします。 新規加入や増額される場合、死亡加算は7月1日から適用されます。

- a: 遺族一時金額
- b: 脱退一時金額
- c: 払込保険料累計額



〔保険料払込期間満了後の給付内容〕

各給付内容の詳細については27ページおよび59～60ページをご参照ください。

年金受取プラン [拋出型企業年金保険]

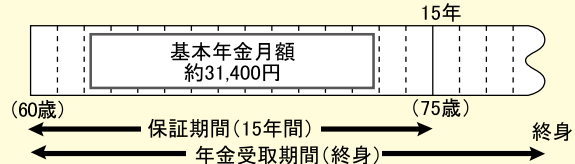
年4回(1月、4月、7月、10月の各1日)に年金をお支払いします。
※Bコースの基本年金月額が1万円未満の場合、年金にかえて一時金でのお受取りとなります。

10年・15年確定年金

- ・10年確定年金は、加入者の生死にかかわらず10年間年金をお支払いします。(基本年金月額 約67,800円)
- ・15年確定年金は、加入者の生死にかかわらず15年間年金をお支払いします。(基本年金月額 約46,500円)

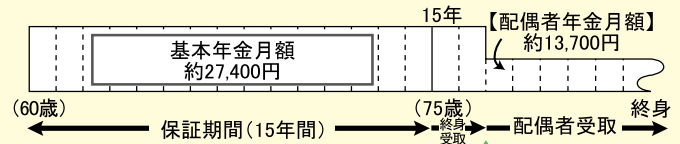
15年保証期間付終身年金

- ・保証期間(15年間)は、加入者の生死にかかわらず年金をお支払いします。また、保証期間経過後は、加入者が生存されている限り年金をお支払いします。



配偶者年金付15年保証期間付終身年金

- ・保証期間(15年間)は、加入者の生死にかかわらず年金をお支払いします。また、保証期間経過後は、加入者または配偶者が生存されている限り年金をお支払いします。(配偶者のみ生存されている場合、年金額は加入者本人の基本年金月額の50%です。)



加入者本人死亡の場合
※記載の年金額は本人(男性)60歳、配偶者(女性)57歳の場合です。

医療保障プラン(注) [ニッセイみらいのカタチ(入院総合保険)](個人保険)

保険料払込期間満了時の積立金で、傷害や疾病等による所定の入院や外来手術等に対する医療保障を契約いただくプランです。

一時金受取プラン

いずれの商品も選択しない場合は、一時金として、積立金の全額を保険料払込期間満了時に受取ることができます。

(注)医療保障プランは、保険料払込期間満了時の金融経済情勢、加入者の健康状態、すでに契約いただいている商品の状況等によっては契約いただくことができない場合があります。その他詳細については63ページをご参照ください。

● 給付額について

- ◇ しくみ図の給付額は、給付額試算表と同じ条件に基づいて計算しております。
- ◇ 保険料払込期間満了後の給付額は保険料払込期間満了時の積立金額に基づいて計算しております。
- ◇ 実際に受取る金額は記載の金額を大きく下回る可能性があり、将来の受取額をお約束するものではありません。

当パンフレットには川崎重工工業株式会社と保険会社からお知らせする「契約概要」・「注意喚起情報」等の重要事項が含まれております。お申込み前に必ずお読みください。なお、ご加入者(被保険者)は、当パンフレットをお読みいただいた後も大切に保管してください。専用Webサイトをご覧になり申込みいただいた方は、当パンフレットを保存等のうえ、大切に保管してください。

● 給付額試算表

- ◆ この商品は、積立金額が払込保険料累計額(元本)を上回るには、一定の期間(下表の例の場合、月払・半年払:3年間、一時払:2年間)を要する商品です。
- ◆ 下表は、前提・条件をおいて計算した給付額の試算であり、将来の受取額をお約束するものではありません。前提・条件の詳細は<当パンフレットに記載の給付額について>をご確認ください。

◇ 月払10口 10,000円 半年払5口 50,000円 一時払100口 1,000,000円加入の場合

積立期間	月 払 (10口 10,000円)				半 年 払 (5口 50,000円)				一 時 払 (100口 100万円)
	払込保険料 累計額	積立金額 (脱退一時金額) ※払込保険料累 計額到達年に 枠囲み	保険料払込期間満了後の給付例 年金受取プラン		払込保険料 累計額	積立金額 (脱退一時金額) ※払込保険料累 計額到達年に 枠囲み	保険料払込期間満了後の給付例 年金受取プラン		積立金額 (脱退一時金額) ※払込保険料累 計額到達年に 枠囲み
			10年確定年金 基本年金月額	15年確定年金 基本年金月額			10年確定年金 基本年金月額	15年確定年金 基本年金月額	
1年	120,000円	約 119,000円	約(1,000円)	約(700円)	100,000円	約 98,900円	約(800円)	約(500円)	約 998,100円
2年	240,000円	約 239,400円	約(2,000円)	約(1,400円)	200,000円	約 198,900円	約(1,700円)	約(1,100円)	約 1,009,300円
3年	360,000円	約 361,100円	約(3,100円)	約(2,100円)	300,000円	約 300,000円	約(2,600円)	約(1,800円)	約 1,020,600円
4年	480,000円	約 484,100円	約(4,200円)	約(2,900円)	400,000円	約 402,300円	約(3,500円)	約(2,400円)	約 1,032,000円
5年	600,000円	約 608,600円	約(5,300円)	約(3,600円)	500,000円	約 505,800円	約(4,400円)	約(3,000円)	約 1,043,600円
6年	720,000円	約 734,500円	約(6,400円)	約(4,400円)	600,000円	約 610,400円	約(5,300円)	約(3,600円)	約 1,055,300円
7年	840,000円	約 861,800円	約(7,500円)	約(5,100円)	700,000円	約 716,100円	約(6,200円)	約(4,300円)	約 1,067,100円
8年	960,000円	約 990,500円	約(8,600円)	約(5,900円)	800,000円	約 823,100円	約(7,200円)	約(4,900円)	約 1,079,100円
9年	1,080,000円	約 1,120,700円	約(9,800円)	約(6,700円)	900,000円	約 931,300円	約(8,100円)	約(5,600円)	約 1,091,300円
10年	1,200,000円	約 1,252,300円	約 10,900円	約(7,500円)	1,000,000円	約 1,040,700円	約(9,100円)	約(6,200円)	約 1,103,500円
15年	1,800,000円	約 1,933,300円	約 16,900円	約 11,600円	1,500,000円	約 1,606,600円	約 14,000円	約(9,600円)	約 1,167,200円
20年	2,400,000円	約 2,653,700円	約 23,200円	約 15,900円	2,000,000円	約 2,205,400円	約 19,300円	約 13,200円	約 1,234,600円
25年	3,000,000円	約 3,416,100円	約 29,900円	約 20,500円	2,500,000円	約 2,838,900円	約 24,800円	約 17,100円	約 1,306,000円
30年	3,600,000円	約 4,222,800円	約 37,000円	約 25,400円	3,000,000円	約 3,509,300円	約 30,700円	約 21,100円	約 1,381,600円
35年	4,200,000円	約 5,076,800円	約 44,500円	約 30,500円	3,500,000円	約 4,219,000円	約 36,900円	約 25,400円	約 1,461,800円

※保険料払込期間満了後の給付額は保険料払込期間満了時の積立金額(医療保障プランを選択せず、医療保障プランの保険料を差引かない場合)に基づいて計算しております。

※ Bコースの年金月額が1万円未満の場合、年金にかえて一時金でのお受取りとなります。なお、()内は参考数値です。

積立金額(脱退一時金額)は、積立期間によっては払込保険料累計額を下回ることがあります。

<当パンフレットに記載の給付額について>

当パンフレットに記載の給付額は、新規に加入される方の給付額、または保険料を増額される方の増額部分に相当する給付額を試算したものであり、以下の前提およびその他一定の条件に基づき計算しております。そのため、例えば、この保険契約全体の加入人口数、保険料積立金の増減、引受保険会社各社の基礎率(予定利率、予定死亡率等)の引下げ等により、実際に受取る金額は増減し、また大きく下回る可能性があります。したがって将来の受取額をお約束するものではありません。なお、積立金額が払込保険料累計額を下回る期間があり、変動するため、ご加入(増額)に際しては、積立期間にご留意ください。また、既加入者の実際の給付額については、当パンフレットに記載の給付額と異なります。

- 当パンフレットに記載の給付額は次の(1)~(5)およびその他一定の条件に基づいて計算しております。
 - この保険契約全体の加入人口数が月払71,690口、半年払14,163口を常に維持していることを前提とします。また、一時払については全体の一時払保険料が2億円あることを前提とします。
 - 加入者全員の保険料が所定の払込期日に入金されたものとして計算しております。
 - 引受保険会社各社の基礎率(予定利率・予定死亡率等)(2023年9月21日現在)および引受割合(2023年9月21日現在)に基づき計算しております。
 - この保険契約における2023年7月1日現在の保険料積立金が積立期間の期始にあるものとして計算しております。
 - 記載の金額には、配当金を加味しておりません。
- 今後の金利水準の低下その他の著しい経済変動等により、基礎率(予定利率・予定死亡率等)については将来変更される場合があります。その結果、年金・一時金の受取金額が減少する場合があります。
- 今後の決算配当率は、引受保険会社におけるお支払時期の前年度決算によって変動します。また、決算実績によっては配当金をお受取りにできない場合もあります。
- 年度(2024年7月1日~2025年6月30日)途中で脱退された場合、その年度の配当金はお受取りにできません。また、その場合の脱退一時金は給付額試算表の数値を月割計算した額より下回ります。
- 積立金額(脱退一時金額)は、積立期間によっては払込保険料累計額を下回ることがあります。
- 保険料を増額された場合、増額部分の積立期間は増額年月日が起点となります。したがって、積立金額が払込保険料累計額を下回る期間が新たに発生することがあります。
- 当パンフレットに例示している年金額等の給付額は、2023年9月時点の基礎率等に基づき算出したものです。経済情勢、平均寿命の変化等により、基礎率等が変更された場合には、実際の給付額は例示している給付額を大きく下回る可能性があります。また、配当金が生じた場合、給付額が増加することになりますが、引受保険会社および引受割合により配当率は異なります。引受保険会社および引受割合は2023年9月時点のものを記載していますが、将来に向かって変更することがあります。
- この保険でいう「積立金」とは、払込保険料から保険会社が保険制度を管理・運営するために必要な費用(事業費)等を差引いた純保険料をもとに、将来の給付の原資となる金額を適正な保険数理に基づき計算したものです。

※給付額試算表は当ページの上段の表、しくみ図は24ページに記載しております。

Aコース・Bコースに重複して申込みすることができます。

	Aコース(税制適格型)	Bコース(自由選択型)																												
加入資格	<p>◇加入日現在正常に勤務されており、保険料払込期間満了日までの期間が10年以上ある川崎重工グループに勤務する役員・従業員(試用社員、契約社員、実習生を除く)の方。 昭和49年4月1日以降生まれの方。(3月末、6月末、9月末、12月末定年の企業の方) 昭和49年6月1日以降生まれの方。(毎月末定年の企業の方)</p> <p>◇転籍時の継続加入 ……グループ企業間で転籍になる場合、転籍先が制度を導入していれば、役員・嘱託の方は70歳まで継続加入することができます。その場合は手続きをする必要がありますので、転籍先の総務・勤労担当窓口へご連絡願います。</p> <p>◇加入資格を失われた場合 ……保険料払込期間中に加入者が退職・転籍等で加入資格を失われた場合には、年齢によらずこの保険契約から脱退となります。</p>	<p>◇加入日現在正常に勤務されており、保険料払込期間満了日までの期間が2年以上ある川崎重工グループに勤務する役員・従業員(試用社員、契約社員、実習生を除く)の方。 昭和41年4月1日以降生まれの方。(3月末、6月末、9月末、12月末定年の企業の方) 昭和41年6月1日以降生まれの方。(毎月末定年の企業の方)</p>																												
責任開始期および加入(増額)日	2024年7月1日																													
保険料	<table border="1"> <thead> <tr> <th>払込方法</th> <th>1口あたり保険料</th> <th>口数設定範囲</th> <th>控除時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>月払</td> <td>1,000円</td> <td>2口～給与控除可能額</td> <td>6月給与～</td> </tr> <tr> <td>半年払</td> <td>10,000円</td> <td>1口～賞与控除可能額</td> <td>夏の賞与～</td> </tr> </tbody> </table>	払込方法	1口あたり保険料	口数設定範囲	控除時期	月払	1,000円	2口～給与控除可能額	6月給与～	半年払	10,000円	1口～賞与控除可能額	夏の賞与～	<table border="1"> <thead> <tr> <th>払込方法</th> <th>1口あたり保険料</th> <th>口数設定範囲</th> <th>控除時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>月払</td> <td>1,000円</td> <td>2口～給与控除可能額</td> <td>6月給与～</td> </tr> <tr> <td>半年払</td> <td>10,000円</td> <td>1口～賞与控除可能額</td> <td>夏の賞与～</td> </tr> <tr> <td>一時払※</td> <td>10,000円</td> <td>1口以上</td> <td>7月12日</td> </tr> </tbody> </table> <p>※一時払は指定の銀行またはゆうちょ銀行等の預貯金口座(ご本人口座)から一時払保険料を振替えます。なお、預貯金口座の残高が不足し保険料が振替できない場合は、今回の一時払申込みはキャンセルとなりますのでご注意ください。 《ご注意》貯蓄口座からは一時払保険料の振替えができませんので、貯蓄口座以外の口座を指定してください。</p> <p style="text-align: center;">(Aコース・Bコースとも加入者負担とし、月払加入が必須で半年払・一時払のみの加入はできません。)</p>	払込方法	1口あたり保険料	口数設定範囲	控除時期	月払	1,000円	2口～給与控除可能額	6月給与～	半年払	10,000円	1口～賞与控除可能額	夏の賞与～	一時払※	10,000円	1口以上	7月12日
払込方法	1口あたり保険料	口数設定範囲	控除時期																											
月払	1,000円	2口～給与控除可能額	6月給与～																											
半年払	10,000円	1口～賞与控除可能額	夏の賞与～																											
払込方法	1口あたり保険料	口数設定範囲	控除時期																											
月払	1,000円	2口～給与控除可能額	6月給与～																											
半年払	10,000円	1口～賞与控除可能額	夏の賞与～																											
一時払※	10,000円	1口以上	7月12日																											
新規加入・保険料(口数)の増額	<p>◇毎年1回(7月1日)新規加入・保険料の増額をお取扱いたします。 ◇保険料の増額は保険料払込期間満了日までの期間が1年以上ある方に限ります。</p>																													
保険料(口数)の減額	<p>◇別表1の事由に該当する場合に限り、保険料を一部、減額することができます。保険料の減額のお申込みは募集期間中に限ります。ただし、最低口数(月払2口・半年払1口)は残すものとします。保険料を減額しても保険料積立金を受取ることはできません。</p>	<table border="1"> <tr> <td>別表1</td> <td> ①災害 ②疾病・障害(親族の疾病・障害および死亡を含む。) ③住宅の取得 ④教育(親族の教育を含む。) ⑤結婚(親族の結婚を含む。) ⑥債務の弁済 ⑦その他、加入者が保険料の拠出に支障のある場合 </td> </tr> </table>	別表1	①災害 ②疾病・障害(親族の疾病・障害および死亡を含む。) ③住宅の取得 ④教育(親族の教育を含む。) ⑤結婚(親族の結婚を含む。) ⑥債務の弁済 ⑦その他、加入者が保険料の拠出に支障のある場合																										
別表1	①災害 ②疾病・障害(親族の疾病・障害および死亡を含む。) ③住宅の取得 ④教育(親族の教育を含む。) ⑤結婚(親族の結婚を含む。) ⑥債務の弁済 ⑦その他、加入者が保険料の拠出に支障のある場合																													
保険料の払込中断	<p>◇別表1の事由に該当する場合に限り、保険料のお払込みを中断することができます。(別途休止(払込中断)のお手続きが必要です。㈱カワサキライフコーポレーションへお申し出ください。) 【Aコース】半年払保険料のみ(期限なし) 【Bコース】月払・半年払保険料の両方(最長3年間)、または半年払保険料のみ(期限なし) ◇月払・半年払の両方の保険料の払込中断期間中に死亡された場合、月払保険料・半年払保険料部分の死亡加算はされず、死亡時の積立金を遺族一時金としてお支払いします。半年払保険料のみの払込中断期間中に死亡された場合、半年払保険料部分の死亡加算はされません。</p>																													
保険料積立金の一部受取り(減口)と中途脱退の取扱い	<p>◇Aコースにご加入の方については、保険料積立金の一部受取り(減口)はお取扱できません。 ◇中途脱退(脱退一時金)は、保険料払込期間満了日までに死亡以外の事由で脱退された場合にお取扱いたします。 ◇保険料積立金の一部受取り(減口)と中途脱退は、加入者ダイレクトよりお手続きください。ご不明な点等がある場合は、㈱カワサキライフコーポレーションまでお問合せください。 保険料積立金の一部受取り(減口)もしくは脱退一時金は申込締切日から原則10日以内に指定の本人名義口座へ日本生命保険相互会社(事務幹事会社)から振込まれます。保険料積立金の一部受取り(減口)もしくは中途脱退の場合、利息は月割りでお支払いしますが、配当金は年度途中にはお支払いしません。また、保険料比例保険事務費を差引くと払込保険料累計額を下回ることがあります。</p>	<p>◇別表1①～⑥の事由に該当する場合に限り、保険料積立金の一部を受取る(減口)ができます。(積立金の範囲内で20万円以上1万円単位)</p>																												
保険料払込期間満了日	<p>◇満60歳到達直後の3月末日・6月末日・9月末日・12月末日(3月末、6月末、9月末、12月末定年の企業の方) ◇満60歳到達日の属する月の末日(毎月末定年の企業の方) ただし、早期定年(50歳以上)の場合は退職月末日 ※職種・企業によって保険料払込期間満了日は異なります。詳しくは28ページに記載の「団体お問合せ先」にご確認ください。</p>																													
保険料払込期間満了時の取扱い	<p>◇Aコースに継続して10年以上ご加入の定年(60歳)の方・早期定年(50歳以上)の方もしくは70歳到達の方については、保険料払込期間満了時に別表2の給付内容を選択することができます。</p> <table border="1"> <tr> <td>別表2</td> <td> ①10年確定年金 ②15年確定年金 ③15年保証期間付終身年金 ④配偶者年金付15年保証期間付終身年金 ⑤一時金受取プラン </td> </tr> </table> <p>◇①～④の中から1種類もしくは⑤を選択できます。(ただし、保険料払込期間満了時の年齢が満60歳未満の場合は、③、④、⑤のみの選択となります。)</p> <p>◇年金は年4回(1月、4月、7月、10月)に日本生命保険相互会社(事務幹事会社)から指定の口座へ振込まれます。 ◇各給付の手続きは日本生命保険相互会社(事務幹事会社)が行います。 ◇保険料払込期間満了前に各事業所総務・勤労担当窓口まで連絡いただければ手続き書類をお届けします。 (定年退職の方については、退職の約2カ月前にお届けします。) ※定年退職の方については、加入者ダイレクトでのお手続きも可能です。</p>	別表2	①10年確定年金 ②15年確定年金 ③15年保証期間付終身年金 ④配偶者年金付15年保証期間付終身年金 ⑤一時金受取プラン	<p>◇Bコースに継続して2年以上ご加入の定年(60歳)の方・早期定年(50歳以上)の方もしくは70歳到達の方については、保険料払込期間満了時に別表3の給付内容を選択することができます。</p> <table border="1"> <tr> <td>別表3</td> <td> ①10年確定年金 ②15年確定年金 ③15年保証期間付終身年金 ④配偶者年金付15年保証期間付終身年金 ⑤医療保障プラン ⑥一時金受取プラン </td> </tr> </table> <p>◇①～④の中から1種類と⑤、⑥を組合せて選択することができます。(⑥のみを選択することも可能)ただし、繰延を選択された場合、繰延満了後に⑤のご契約はできません。また、⑤のご契約には別途年齢制限があります。</p>	別表3	①10年確定年金 ②15年確定年金 ③15年保証期間付終身年金 ④配偶者年金付15年保証期間付終身年金 ⑤医療保障プラン ⑥一時金受取プラン																								
別表2	①10年確定年金 ②15年確定年金 ③15年保証期間付終身年金 ④配偶者年金付15年保証期間付終身年金 ⑤一時金受取プラン																													
別表3	①10年確定年金 ②15年確定年金 ③15年保証期間付終身年金 ④配偶者年金付15年保証期間付終身年金 ⑤医療保障プラン ⑥一時金受取プラン																													
年金の繰延	<p>◇年金受取プランを選択された場合は1年単位で最長10年まで、年金の受取開始を繰延べることができます。繰延期間中は、保険料のお払込みや保険料積立金の一部受取り(減口)はお取扱できません。また、繰延期間中は変更できません。 ◇繰延期間中に一時金受取りを希望された場合は、保険料積立金を全額お支払いします。 ◇Aコース、Bコースの両コースに加入されている加入者について、年金の受取開始を繰延される場合、繰延の開始日および満了日は両コース同一となります。</p>																													
年金受取開始日	<p>◇年金の開始日は保険料払込期間満了日の属する月の翌1日ですが、実際のお支払いは、年4回1月、4月、7月、10月の各1日にそれまでの3カ月分をまとめてお支払いします。 ※ただし、初回の支払時等は年金の開始日によっては、3カ月分に満たない場合があります。 ◇日本生命保険相互会社(事務幹事会社)から指定の口座へ振込まれます。</p>																													
加入者死亡時の取扱い	<p>◇保険料払込期間中に加入者が死亡された場合は、遺族の方に対して「遺族一時金」(1回分の月払保険料と1回分の半年払保険料の合計額を死亡時点の積立金に加算した金額)が、日本生命保険相互会社(事務幹事会社)から受取人の口座へ振込まれます。</p>																													
受取人について	<p>◇年金(年金にかえての一時金を含む)、保険料払込期間満了時一時金、および脱退一時金の受取人は加入者本人とします。 ◇遺族一時金(残存受取(保証期間)の年金を含む)の受取人(第一順位)は、加入者の配偶者(民法上の婚姻関係にある者)とします。配偶者がいない場合、受取人となる者の範囲および順位は、民法上に定める相続の規定を準用します。ただし同順位の方が2名以上となる場合には、そのうち最年長者を代表者として選定し、その方にお支払いします。</p>																													
配当金について	<p>【配当金が生じた場合の取扱い】 ◇年金受取開始後……年金の増額(増加年金)にあてられます。 ◇保険料払込期間中……積立金の積増にあてられます。 ◇毎年の配当金の水準は、引受保険会社におけるお支払時期の前年度決算によって変動します。また、決算実績によっては、配当金をお受取りにされない場合もあります。 ※年度途中で脱退等される場合、その年度の配当金はお受取りにされません。</p>																													

【保険料払込期間満了後の給付内容】

【年金受取プラン(拠出型企業年金保険)】

- 10年確定年金
 - ◇10年間、加入者に年金をお支払いします。
加入者が年金受取期間中に死亡された場合には、ご遺族に残存受取期間の年金をお支払いするか、年金にかえて残存受取期間に対応する年金原資をお支払いします。
 - ◇年金受取期間中の一時金受取りについては、残存受取期間に対応する年金原資をお支払いします。
- 15年確定年金
 - ◇15年間、加入者に年金をお支払いします。
加入者が年金受取期間中に死亡された場合には、ご遺族に残存受取期間の年金をお支払いするか、年金にかえて残存受取期間に対応する年金原資をお支払いします。
 - ◇年金受取期間中の一時金受取りについては、残存受取期間に対応する年金原資をお支払いします。
- 15年保証期間付終身年金
 - ◇15年間、加入者に年金をお支払いします。
加入者が保証期間中に死亡された場合には、ご遺族に残存保証期間の年金をお支払いするか、年金にかえて残存保証期間に対応する年金原資をお支払いします。
 - ◇保証期間中の一時金受取りについては、残存保証期間に対応する年金原資をお支払いします。(終身期間部分の一時金のお取扱いはできません。)
 - 15年の保証期間経過後に加入者ご自身が生存されているときは、年金のお受取りが再開されます。
 - ◇保証期間経過後は加入者が生存されている限り年金をお支払いします。(一時金のお取扱いはできません。)
- 配偶者年金付15年保証期間付終身年金
 - ◇15年間、加入者に年金をお支払いします。
加入者が保証期間中に死亡された場合には、ご遺族に残存保証期間の年金をお支払いするか、年金にかえて残存保証期間に対応する年金原資をお支払いします。
 - ◇保証期間中の一時金受取りについては、残存保証期間に対応する年金原資をお支払いします。(終身期間部分の一時金のお取扱いはできません。)
 - また、15年の保証期間経過後に加入者または配偶者が生存されているときは、年金のお受取りが再開されます。(配偶者のみ生存されている場合は、年金月額が加入者本人の基本年金月額の50%となります。なお、年金受取再開後の一時金のお取扱いはできません。)
 - ◇保証期間経過後は加入者が生存されている限り年金をお支払いします。
 - ◇加入者が保証期間中に死亡された場合、保証期間終了後の最初に到来する年金開始期日の当日に配偶者※が生存されている場合、当日以降、配偶者が生存されている限り配偶者に配偶者年金をお支払いします。(年金月額は加入者本人の基本年金月額の50%です。)
 - ◇加入者が保証期間経過後に死亡された場合、死亡後の最初に到来する年金開始期日の当日に配偶者※が生存されている場合、当日以降、配偶者が生存されている限り配偶者に配偶者年金をお支払いします。(年金月額は加入者本人の基本年金月額の50%です。)
 - ※配偶者とは、保険料払込期間満了日および加入者の死亡時点で、加入者と民法上の婚姻関係にある同一の方をいいます。

◆医療保障プランは、63ページをご確認ください。◆

Kawasakiせいめい保険・Kawasaki積立年金のその他取扱い

制度運営および引受保険会社

◇Kawasakiせいめい保険

- ・当制度は川崎重工工業株式会社が生命保険会社と更新時点の約款に基づき締結したこども特約付年金払特約付団体定期保険契約に基づいて運営します。
- ・この団体定期保険契約は以下の引受保険会社による共同取扱契約であり、事務幹事会社が他の引受保険会社から委任を受けて事務を行います。各加入者の加入保険金額について、引受保険会社はそれぞれの引受割合(2023年9月25日現在)に応じて保険契約上の権利を有し義務を負い、相互に連帯して責任を負うものではありません。
- ・なお、将来引受保険会社および引受割合は変更することがあります。

【引受保険会社】

日本生命保険相互会社(事務幹事会社)(74.3%) 第一生命保険株式会社(9.6%) 住友生命保険相互会社(8.0%) 明治安田生命保険相互会社(6.7%)
アクサ生命保険株式会社(1.4%)

※上記()内は引受割合です。

◇Kawasaki積立年金

- ・当制度は川崎重工工業株式会社が生命保険会社と締結した拠出型企業年金保険契約・ニッセイみらいのカタチ(入院総合保険)に関する事務取扱協定に基づいて運営します。
- ・この拠出型企業年金保険契約は以下の引受保険会社による共同取扱契約であり、事務幹事会社が他の引受保険会社から委任を受けて事務を行います。引受保険会社はそれぞれの引受割合(2023年9月21日現在)に応じて保険契約上の権利を有し義務を負い、相互に連帯して責任を負うものではありません。
- ・なお、将来引受保険会社および引受割合は変更することがあります。

【引受保険会社】

日本生命保険相互会社(事務幹事会社)(80.1%) 第一生命保険株式会社(10.7%) 住友生命保険相互会社(7.2%) 明治安田生命保険相互会社(2.0%)

※上記()内は引受割合です。

なお、引受保険会社各社の配当実績等により、年金・一時金支払いの引受割合が上記の引受割合と異なる場合があります。

- ・保険料払込期間満了後は、年金受取の場合、受給権取得時の引受割合で固定されます。ただし、ニッセイみらいのカタチ(入院総合保険)は日本生命保険相互会社の単独引受となります。

税務上のお取扱い

◇ Kawasakiせいめい保険

〔保険料〕

- 主契約および子ども特約の実質保険料(保険料から配当金を控除した金額)は、一般生命保険料控除の対象です。
※この保険契約には新生命保険料控除制度が適用されます。生命保険料控除の詳細は、以下のニッセイのホームページをご参照ください。
(<https://www.nissay.co.jp/keiyaku/oshirase/hokenryokojo/>)
- ※一般生命保険料控除の対象となる実質保険料については、年末調整・確定申告時に控除証明書等にて必ずご確認ください。
- ※当Kawasakiせいめい保険以外に一般生命保険料控除の対象となる保険等にご加入の場合、控除額は控除の対象となる保険等の保険料をそれぞれ合計した保険料に基づき計算されます。当Kawasakiせいめい保険のみの保険料に基づき計算されるわけではありません。

〔保険金〕

<死亡保険金>

- ・本人 : 相続税の課税対象となりますが、法定相続人が受取人の場合、本人死亡時の保険金(法定相続人が受取った他の生命保険等の受取金がある場合には、これと合算した金額)に対して相続税法上一定の金額が非課税となる場合があります。
- ・配偶者・子ども : 本人(主たる被保険者)が受取人の場合、死亡保険金は一時所得として所得税および住民税の課税対象となります。

<高度障害保険金>

- ・加入者が受取人の場合、非課税です。

〔年金〕

- ・(公的年金等以外の)雑所得として所得税および住民税の課税対象です。

課税対象額 = (年金年額 + 年金開始後配当金) - 必要経費 ※

※必要経費 = 年金年額 × $\frac{\text{年金基金充当金}}{\text{年金お支払見込総額}} - \text{除配当金}$

◇ Kawasaki積立年金

〔拠出型企業年金保険〕

〔保険料〕

- ・Aコース(税制適格型)の加入者が負担された保険料は、個人年金保険料控除の対象です。
- ・Bコース(自由選択型)の加入者が負担された保険料は、個人年金保険料控除の対象ではありませんが、一般生命保険料控除の対象です。(個人年金保険料控除、一般生命保険料控除、それぞれ別枠での適用となります。)
- ※当Kawasaki積立年金以外に個人年金保険料控除または一般生命保険料控除の対象となる保険等にご加入の場合、控除額は控除の対象となる保険等の保険料をそれぞれ合計した年間保険料に基づき計算されます。当Kawasaki積立年金のみの年間保険料に基づき計算されるわけではありません。
- ※2011年12月31日までに締結した保険契約等(旧契約)と2012年1月1日以降新たに締結した保険契約等(新契約)では、生命保険料控除の適用が異なります。当Kawasaki積立年金は旧契約にあたり、個人年金保険料控除または一般生命保険料控除の対象となる新契約にご加入の場合、以下①～③のうち、控除額が最大となる方法をそれぞれ選択することができます。
①旧契約のみで控除額を計算
②新契約のみで控除額を計算
③旧契約と新契約を合算のうえ、控除額を計算(ただし、②の場合と同じ控除限度額が適用されます。)

〔年金・一時金〕

以下の年金については、本人が受取人の場合のお取扱いです。

- ・年金は、(公的年金等以外の)雑所得として所得税および住民税の課税対象です。
課税対象額 = (基本年金年額 + 増加年金年額) - [基本年金年額 × (払込保険料累計額 ÷ 基本年金受取総額(見込額))]
- ・脱退一時金あるいは保険料積立金の一部受取り(減口)、保険料払込期間満了時一時金は、受取一時金から払込保険料総額(一部受取り(減口)の場合は比例計算)を差引いた金額が一時所得として所得税および住民税の課税対象額です。
- ・一時所得が年間で50万円を超える場合は、確定申告の手続きが必要です。
課税対象額 = [(受取一時金額) - (払込保険料累計額) - (特別控除50万円(*))] × 1/2
(*)同年中にその他の一時所得がある場合は、一時所得の合計額から特別控除額(50万円)が控除されます。
- ・遺族一時金は相続税の課税対象です。法定相続人が受取人の場合、本人死亡時の受取一時金(法定相続人が受取った他の生命保険等の受取金がある場合には、これと合算した金額)に対して相続税法上一定の金額が非課税となる場合があります。

〔医療保障プラン(ニッセイみらいのカタチ(入院総合保険))〕

〔保険料〕

前納保険料は、介護医療保険料控除の対象です。(前納保険料に充当される拠出型企業年金保険の積立金は、一時所得として所得税および住民税の課税対象です。)

〔給付金〕

- ・入院給付金・外来手術給付金・先進医療給付金・先進医療サポート給付金は、本人が受取人の場合、非課税です。

※本人が死亡された場合は、相続財産として相続税の課税対象となります。

◎税務の取扱い等について、2023年9月現在の税制・関係法令等に基づき記載しております。今後、税務の取扱い等が変わる場合がありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。個別の税務取扱い等については、所轄の国税局・税務署や税理士等にご確認ください。

<個人情報取扱いに関する川崎重工業株式会社と引受保険会社からのお知らせ>

- この保険契約は、川崎重工業株式会社(以下、団体といいます。)を保険契約者とし、団体および団体の子会社(以下、子会社といいます。)の所属員を加入対象者とする企業保険です。そのため、この保険契約の運営にあたっては、団体および子会社(株式会社カワサキライフコーポレーション(事務代行会社)を含みます。以下同じ。)は加入対象者の個人情報(氏名・性別・生年月日・健康状態等)を取扱い、団体がこの保険契約を締結した引受保険会社(共同引受会社を含みます。以下同じ。)へ提出します。団体および子会社は、この保険契約の運営において入手する個人情報(個人番号を除く)を、この保険契約の事務手続きのために使用します。
 - 引受保険会社は受領した個人情報(個人番号を除く)を各種保険の引受け・継続・維持管理、保険金等のお支払い、その他保険に関連・付随する業務のために利用し、また、団体、子会社および他の引受保険会社等へその目的の範囲内で提供します。
 - また、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き団体、子会社および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。なお、記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社へ提供されます。
- (注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。個人番号については、保険取引に関する支払調書作成事務のみに使用します。
- ～死亡保険金受取人の個人情報の取扱いについて～
指定された死亡保険金受取人(以下、受取人といいます。)の個人情報については、上記の加入対象者(加入者)の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、受取人にその旨を説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

お問合せ先

◇ご照会・苦情につきましては、以下の団体窓口までお問合せください。

(なお、引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じく以下の日本生命窓口までご連絡ください。)

<団体お問合せ先> 株式会社カワサキライフコーポレーション(事務代行会社) TEL:078-360-3363 【受付時間 月曜日～金曜日8:30～17:30】

<日本生命お問合せ先> 日本生命保険相互会社 企業保険サービス課(通話料無料)

TEL:Kawasakiせいめい保険:0120-123-840, Kawasaki積立年金:0120-383-616

※お問合せの際には、以下の記号証券番号をお知らせください。

Kawasakiせいめい保険:930-3027, Kawasaki積立年金:970-98435

【受付時間 月曜日～金曜日9:00～17:00(祝日・12/31～1/3を除く。)]